

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(整理番号 -)

処 分 名	特例承継計画、承継計画、個人事業承継計画の確認	
根拠法令および条項	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第17条第1項第1号、第2号または第3号	
所管部課グループ名	経営改革課経営支援グループ (電話 0776 20 0367 内線 2724)	
審 査 基 準	項 目	内 容
		<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第17条第1項第1号、第2号または第3号の規定に合致していること。 ・中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第17条第2項、第3項または第4項に基づく申請書および書類の提出があること。
	設定年月日 平成30年4月1日設定 (令和元年9月1日最終変更)	
	標準処理期間	1 月
	設定年月日 平成30年4月1日設定 (平成 年 月 日最終変更)	